

諫早労働基準監督署発表
令和8年2月5日（木）

【照会先】

諫早労働基準監督署
署長 佐々木 博史
○監督課長 永田 利一
(電話) 0957-26-3310

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～車両系建設機械による災害防止措置を講じていなかった疑い～

諫早労働基準監督署は、本日、有限会社飯盛管工ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年9月25日、長崎県諫早市小長井町の大峰地区配水管敷設替工事（R7-1工区）において、車両系建設機械であるドラグ・ショベルを法定の除外事由がないのに主たる用途以外の用途である荷のつり上げ作業に使用させた疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社飯盛管工

所在地：長崎県諫早市飯盛町

事業内容：管工事業、土木建設事業

(2) 統括部長A

2 違反条文

被疑者有限会社飯盛管工、統括部長Aとともに労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第164条第1項（主たる用途以外の使用の制限）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和7年9月25日、配水管敷設替工事現場において、有限会社飯盛管工の労働者が車両系建設機械であるドラグ・ショベルを運転して転圧機（機体重量341kg）をつり上げて旋回していたところ、ドラグ・ショベルが横転する災害が発生しました。その結果、運転していた労働者がドラグ・ショベルの下敷きになり、圧死したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系建設機械を主たる用途以外に使用してはならないとされていますが、本件について、有限会社飯盛管工は、法定の除外事由がないにもかかわらず、労働者にドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行わせた疑いがあるものです。

5 参考事項

建設業における令和5年から令和7年の間の車両系建設機械を起因とした休業4日以上の労働災害は、長崎県内において35件、うち死亡災害は2件であり、全国においては2,141件、うち死亡災害は92件発生しています。（※令和7年災害件数は速報値による）

また、諫早労働基準監督署管内では、令和6年11月に発生した労働災害（ドラグ・ショベルが横転し転落した災害）に関して、労働安全衛生法第20条第1号（労働安全衛生規則第164条第1項）違反の疑いで、令和7年9月に長崎地方検察庁に書類送検しています。

諫早労働基準監督署では、定期的な監督指導をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組みを行っているところですが、法違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業場に対しては、引き続き司法処分を含め厳正に対処する方針です。

○労働安全衛生法

第 20 条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備（以下、「機械等」という。）による危険
- 2 （以下略）

第 119 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

（第二号から第四号 略）

第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

第 164 条（主たる用途以外の使用の制限）

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - 一 荷のつり上げの作業を行う場合であつて、次のいずれにも該当するとき。
 - イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。
 - ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。
 - (1) 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。
 - (2) 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。
 - (3) 作業装置から外れるおそれのないものであること。
 - 二 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であつて、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

（第 3 項 略）